第74号議案　下水道条例

この議案は、本市の下水道事業を公営企業の全部適用化に伴う条例改定です。

まず、市民生活に不可欠のインフラ事業である下水道を、利益計上を中心とする公営企業にする事は、将来の民営化の布石ともなりかねず国主導とはいえ行う必要はありません。全部適用にすれば経営面重視の姿勢と自ずからなっていく事は、現在の市立病院を見れば明らかです。行政の利益追求は、やりだせばきりがありませんが、そのほとんどは市民生活を犠牲にした上で成り立ちます。どこの町に居住しようと、必要な行政サービスを受けられるよう自治体間の格差が内容にするのが国の役割であり、コスト面をことさら強調する必要はありません。

本会議、委員会の論戦によって、特別会計から企業会計へと移管するにあたり、現在1億円以上毎年行っている一般会計からの繰り入れは、今後も継続する事が確認できました。誤った解釈で繰り入れを行わない自治体も見られる中、一定の答弁だと感じます。また民営化も今は考えていないとも言われました。よほどの状況変化がない限りこの答弁は今後も生きていくはずです。

ただそれ以外のお答えは市民に対し公営企業にする理由にはなっていません。

まず、全部適用にするメリットについてです。公営企業会計にすることで、財務4表によって統一した基準により全国他自治体との比較ができる、弾力的な予算編成が出来るという点です。

しかし私はこの点で危惧を持っています。本市の下水道会計の状況は、平成18年起債残高222億という最悪の借金を掲げていました。それが現在着実に減少し176億にまで減っています。しかし現在でもこれだけの残高があります。巨額です。この間、償還（返済）した金額は元利で421億、他に利子返済分が307億にも達しています。

この借金の返済のため、本市の下水道事業会計は歳入の半分以上を新たな借金で賄わ火寝ればならない、昨年度でいえば一般階からの繰入金10億でも足らず、更に18億もの地方債を起債しなければならない自転車操業と言ってもいい事態に陥っています。

現金主義である特別会計であれば家計簿とほぼ同じなので借金も収入扱いになります。しかし発生主義である企業会計になれば年度末の財政状況を表す貸借対照表において借金は負債になりますので18億が歳入から歳出の方に移ることになります。委員会審査では、この点に対し企業会計においても資産が歳入部分になるのでという答弁でしたが、単年度で18億もの計上できる資産が今の下水道事業にあるのでしょうか。計上できる資産は現段階では不明で来年度予算ではっきりするということですが、浄化センターを筆頭に各ポンプ場を中心とする行政財産を毎年（1年限りではない）20億規模で減価償却累計額として資産に計上できるのか。

これまで本市の決算は、見かけ上黒字にするために昨年度でいえば5億以上の法定外繰り入れをしてきたわけです。仮に資産計上できないとなると、これまで同様黒字を見せるためには更なる繰入か最悪の負担金値上げしか道は亡くなります。

さらに言われた財務4表による全国自治体の統一した基準による比較という点ですが、総務省は既に類似団体の下水道経営比較分析表の作成を行っており、施設利用率、水洗化率のみならず収益的収支などホームページで誰でも見る事が出来ています。先ほどの試算についても、決算に必ず財産に関する調書の記載が行われており浄化センターはじめ行政財産の状況は企業会計にしなくても確認できます。

財務4表による比較は類似団体ではなく全国自治体統一だという点ですが、100%下水道が完備している都市部と41%程度である本市と比較する必要がどこにあるでしょうか。人口も産業構造も似通った類似団体で比較する合理的ですし、他市との比較も企業会計にしなければできないものではないはずです。

これまでなんとか市民負担の単価を維持し、起債残高を210億から176億まで減らしてきたのですから、国に言われたこととは言え民営化の布石のような公営企業化にさんせいするわけにはいきません。

また、現在の浄化槽技術の進化は目覚ましく、下水道にしなくても市民は不便をほとんど感じていません。現在の管路の補修や災害時の停電対策の既存施設の改善といった面にこそ財政の弾力化を行うべく申し上げ、反対討論とします。